

嘉手納町高齢者補聴器購入助成事業のご案内

65歳以上の嘉手納町民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められた方に購入費の一部を助成いたします。

対象者

次の(1)～(6)全ての条件を満たす方

- (1) 嘉手納町に申請日の1年以上前から住所がある方
- (2) 申請日時点で満65歳以上の方
- (3) 市町村民税非課税世帯に属する方
- (4) 両耳又は一側耳の聴力レベルが40デシベル以上の方で
医師から補聴器装用の必要性を認められた方
- (5) 過去に本事業の助成を受けていない方
- (6) 補装具費支給制度(身体障害者手帳の聴力障害)
による補聴器の交付を受けられない方



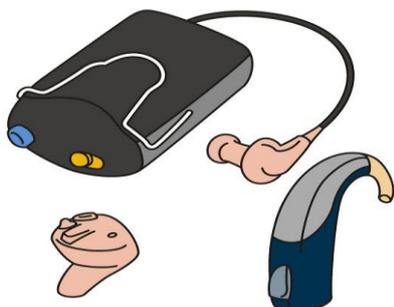
助成額

補聴器購入費(補聴器本体、電池及びイヤモールドを含む)の
2分の1に相当する額

- (1) 1人あたりの助成金の上限は、50,000円です。
助成金の上限を超えた額については、自己負担になります。
- (2) 1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額です。
- (3) 助成決定前に購入した補聴器や、付属品の購入、修理保守の費用は対象外です。
- (4) 医療機関の受診に関わる費用(受診料、検査料、文書料等)は、自己負担になります。



助成の対象には、条件がございますので、
購入前に必ずお問い合わせください！！
手続の流れは、裏面をご確認ください。



お問い合わせ先

嘉手納町役場 福祉課 社会福祉係
TEL:098-956-1111(内線128)
平日 午前8時30分～午後5時 (土、日、祝日除く)

手続の流れ

①嘉手納町役場福祉課社会福祉係の窓口にて事業の内容を確認し、申請書を受け取る。(事前にお問い合わせください。)

②身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の医師が在籍する耳鼻咽喉科を受診し、意見書を依頼する。
※意見書を依頼する前に、該当するか必ず確認してください。
※補装具費支給制度(身体障害者手帳の聴力障害)による補聴器の交付が受けられる方は、本事業の助成対象外です。
※受診料、検査料、文書料等は自己負担になります。

③必要書類等を持参し、福祉課窓口で申請を行う。

④福祉課から助成金交付決定通知が届く。
※却下通知の場合は、本事業の助成金の対象外となります。

⑤補聴器(補聴器本体、電池及びイヤモールドを含むもの)を購入し、領収書を受け取る。
※領収書の宛名は交付決定者の氏名のみ対象です。

⑥福祉課窓口にて請求書等の必要書類を提出する。
※原則、交付決定者の銀行口座のみ振込できます。

⑦嘉手納町から助成金が振込される。
※補聴器購入の2分の1に相当する額で上限額は5万円です。